

川崎市立東住吉小学校 いじめ防止基本方針

1 令和6年度 学校運営方針

学校教育目標

*学びを人生に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養

認め合い励まし合い
高め合う

まほみな子

こころやさしい子

やる気がある子

かんがえる子

主体的に粘り強く
取り組む

*生きて働く
「知識・技能」の習得

*未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成

自分の良さに気付き
自己肯定感を育む

自ら課題を見つけ
考える

すこやか

「なるほど！もっと知りたい！やってみたい！～TSK&UDL～」

多様な子ども一人一人が主体的な学習者となるように、令和の日本型学校教育（個別最適な学び・協同的な学び）の在り方について研修、研究を進める。UDL 授業への挑戦。

授業内容や指導方法の工夫を検討し、授業改善に取り組む

日々の当たり前の授業を見つめ直し、授業改善を行っていく。子ども達の実態をしっかり見取り、「学びの楽しさ」「わかる・できる実感」を大切に授業づくりを行う。

一人一人を大切に、多様性を受け止める支援教育の充実～誰ひとり取り残さない支援を～

すべての児童が安心して過ごせる温かな学校・学級・環境づくり、学びのユニバーサルデザインを推進する。教職員同士がつながり、連携・協力して支援にあたる。

特別活動を大切に
した学年・学級経営の充実

児童の自治的な能力や自主的な態度を育て、学力向上の基盤に必要な人間関係を築く。児童の興味や関心が広がる経験や体験を大切に。振り返りや評価も充実させる。

人間としての在り方
生き方の軸をつくる

自己有用感や規範意識、人との関わる力等社会的自立に向けて必要な能力や態度、共生・協働の精神をすべての学校教育を通して育む。

- ・東住吉小学校におけるインクルーシブ教育の理念や推進について全教職員で共通理解をもち、児童支援の3次的支援システムを充実させる。
- ・児童や教職員が安心・安全に過ごすことのできる教育環境を整える。防災・防犯計画の見直しを行い、それらの教育も充実させる。
- ・支援が必要な児童の実態把握のために連携や相談を大事にする。課題や問題を担任や学年で抱え込まず学校全体のこととしてチームで解決にあたる。「いじめ防止基本方針」について共通理解をもち、機能させる。子どものSOSを見逃さないようにして、未然防止に努める。
- ・すべての児童がわかる楽しい授業づくりを実施し、個別最適・協働的な学びを進める。価値ある授業研究を行う。
- ・研修、研究を充実させる。外部講師から学ぶと共に、校内での学び合いも行っていく。外部の研修で学んだことはフィードバックしていく。
- ・学級活動や児童会活動の目的や内容を明確にし、丁寧に取り組み、児童に話し合いの力をつける。たて割り活動や児童の思いや考えを大切に学習活動を充実させ、一人一人が活躍できる場を増やし、自己肯定感を育てる。
- ・授業改善・授業力の向上に努める。日々の授業と共に、実施されている教育活動について、目標、内容や方法等については振り返りを行い次に生かしていくようにする。指導と評価の一致と評価の充実をめざす。
- ・多様な学びの保証。UDL 授業実施。GIGAスクール構想ステップ2・3へ。キャリア在り方生き方教育、共生共育やSDGsの取り組みについて確認していく
- ・学校評価等を生かした学校改善に努め、保護者や地域と共に歩む学校を目指す。

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にもどの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがある。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要がある。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立する。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いに関わる情報があったときには、管理職、及び支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職にリーダーシップのもと組織的に実施します。また状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

- ① の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、教務主任、総括教諭、支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭
スクールカウンセラー（要請による）、スクールソーシャルワーカー（要請による）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・（学校評価担当者）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・支援教育 Co.）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・支援教育 Co.）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・支援教育 Co.）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（校長）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 Co.）
 - 1年・・・・・・・・（学年主任）
 - 2年・・・・・・・・（学年主任）
 - 3年・・・・・・・・（学年主任）
 - 4年・・・・・・・・（学年主任）
 - 5年・・・・・・・・（学年主任）
 - 6年・・・・・・・・（学年主任）
 - 特別支援学級・・・・・・・・（主任）
- ・相談窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 Co.）
- ・外部機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 Co.）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・代表委員会・運営委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任・代表委員会担当者）
- ・PTA校外委員との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任・校外委員会担当者）
- ・学校教育推進会議・地域教育会議との連携・・・・・・・・（教務主任・地域教育会議担当者）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・支援教育 Co.）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・支援教育 Co.）

7 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童支援部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・各学年の状況報告（児童支援全体会） ・年間指導計画確認 ・学校説明会等で「東住吉小学校いじめ防止基本方針」を周知 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について ・第1回効果測定の実施（年間3回）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（児童支援部会） ・中原警察「いじめ防止教室」の実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（児童支援部会） <p>【児童生徒指導強化月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会児童による「いじめ防止集会」の実施 ・「携帯電話教室」の実施
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（児童支援部会） ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケートの実施・児童への啓発・職員研修の実施 ・学校生活アンケートを受けての対応（児童への聞き取り・学級指導など） ・夏休みの過ごし方について（児童支援部会より） ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに防止対策に関する研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（児童支援部会） ・教育相談週間の実施 ・前期の反省とまとめ・後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（児童支援部会） ・第2回効果測定の実施
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（児童支援部会） ・いじめ防止標語の募集（人権教育週間） ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・学校生活アンケート集計について ・学校生活アンケートを受けての対応（児童への聞き取り・学級指導など）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（児童支援部会） ・教育相談週間の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（児童支援部会） ・学校評価アンケートの実施
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（児童支援部会） ・第3回効果測定の実施 ・学校評価アンケートの集約と分析 ・今年度の反省→学校評価への反映 ・学校報告会において児童指導の振り返りを報告
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（児童支援全体会） ・来年度に向けての基本方針の見直し ・学校評価アンケートの分析結果を学校便りで全家庭、地域へ報告

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会での呼びかけ
- ・自主的な朝のあいさつ運動やクリーン活動
- ・学級目標の掲示

[交流活動の活性化]

- ・縦割り活動
- ・委員会活動
- ・幼保小連携活動
- ・小中連携活動

[啓発活動]

- ・いじめ防止ポスターの作成
- ・学年クラスから標語等を募集

保護者の取組（PTA 活動）

- ・校外パトロール
- ・広報誌等での呼びかけ

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動